

口座振替をご活用ください！

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくて済みます。
- ・現金を持ち歩かずに済み、安全です。

口座振替のお申し込みは…

口座振替のお申し込みは下記の金融機関で、金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当窓口で配布しています。

お問い合わせは

各種お問い合わせは、各収納担当課窓口まで

- 総務部税務課 ☎ 945-4729
- 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
- 福祉部福祉課 ☎ 945-5311
- 福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
- 教育部教育総務課 ☎ 945-5039
- 教育部教育総務課学校給食共同調理場 ☎ 945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。口座振替日は各期25日(25日が休みの場合は翌営業日)となります。

詳しくは下記の納期限一覧表でご確認ください。

記帳文言一覧表

口座振替を行った際、通帳に記帳される文言の一例です。金融機関によって多少、文言は異なります。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラチョウケンメイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラシヤンゼイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラカイジゼイ
国民健康保険税	西原町国保税	ニシハラコクホゼイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニシハラコウキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイキョウ
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニシハラヨウカズカ

～平成26年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表～

種 目	納期限(口座振替日)							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	9/1	10/31	2/2				
固 定 資 産 税	4/30	7/31	12/25	3/2				
軽 自 動 車 税	6/2							
介 護 保 険 料								
国民健康保険税	7/31 (7/25)	9/1 (8/25)	9/30 (9/25)	10/31 (10/27)	12/1 (11/25)	1/5 (12/25)	2/2 (1/26)	3/2 (2/25)
後期高齢者医療保険料								

種 目	納 期 限											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/12	6/10	7/10	8/11		9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
保 育 所 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10		9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
預 かり 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

不動産のことなら創業32年の南新物産におまかせください！

おかげさまで「売買仲介実績1,100件突破!!」
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産

南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp/Company/>

南新物産 検索

住民票の異動(変更)届について

4月は転勤、就職、入学等により住所を移す方が多くなります。住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう！

《異動届は14日以内に》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では総務部町民生活課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード(外国人登録証)・健康保険証等をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字上原〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。
※世帯が異なる人(例：県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
※ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部町民生活課 ☎945-5012

固定資産税(1期分)の納期限について

平成26年度 固定資産税1期分の納期限は、**4月30日(水)**です。

納め忘れのないよう、よろしくお祈いします。

町税の納付は、口座振替を利用すると便利です。また町税の納付が遅れた場合は、延滞金が増加されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付の期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えていてください。

平成26年度各町税目の納期限

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	9月1日	10月31日	2月2日
固 定 資 産 税		4月30日	7月31日	12月25日	3月2日
軽 自 動 車 税		6月2日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729